

平成 30 年第 3 回小城市議会定例会提案理由

(平成 30 年 9 月 3 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 30 年第 3 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第 42 号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより改正するものでございます。

改正の内容でございますが、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、居宅で事業を実施する場合の食事の外部搬入施設の拡大、自園調理を行うために必要な体制を整備するため、自園調理に関する規定の適用猶予期間を延長するものでございます。

続きまして、決算関係議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第 43 号 平成 29 年度小城市一般会計歳

入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 236 億 5,466 万 1,982 円に対しまして、調定額が 231 億 3,684 万 5,363 円、収入済額が 230 億 1,455 万 9,737 円で、不納欠損額は 598 万 1,474 円、収入未済額は 1 億 1,630 万 4,152 円となっております。

収入未済額としましては、市税 1 億 959 万 9,113 円、諸収入 303 万 6,767 円が主なものでございます。なお、市税の収納率につきましては、前年度より 0.5 ポイント改善し、97.4%となっております。

次に歳出でございますが、予算現額 236 億 5,466 万 1,982 円に対しまして、支出済額が 225 億 6,625 万 5,138 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 4 億 4,830 万 4,599 円となっております。

次に、議案第 44 号 平成 29 年度小城市授産場特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 2,518 万 3 千円に対しまして、調定額が 2,291 万 8,003 円、収入済額も同額となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 2,518 万 3 千円に対しまして、支出済額が 2,291 万 8,003 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は、0 円となっております。

おります。

次に、議案第 45 号 平成 29 年度小城市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 746 万 9 千円に対しまして、調定額が 743 万 7,585 円、収入済額が 741 万 332 円で、収入未済額が 2 万 7,253 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 746 万 9 千円に対しまして、支出済額が 563 万 4,935 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 177 万 5,397 円となっております。

次に、議案第 46 号 平成 29 年度小城市下水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 23 億 7,838 万 4 千円に対しまして、調定額が 22 億 7,771 万 4,954 円、収入済額が 22 億 7,010 万 6,287 円で、不納欠損額は 28 万 3,160 円、収入未済額が 732 万 5,507 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 23 億 7,838 万 4 千円に対しまして、支出済額が 21 億 9,989 万 2,199 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 7,021 万 4,088 円となっております。

次に、議案第 47 号 平成 29 年度小城市国民健康保

険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 61 億 3,197 万 7 千円に対しまして、調定額が 58 億 9,869 万 5,733 円、収入済額が 57 億 3,356 万 5,554 円で、不納欠損額 1,349 万 8,420 円、収入未済額が 1 億 5,163 万 1,759 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 61 億 3,197 万 7 千円に対しまして、支出済額が 57 億 1,469 万 5,880 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 1,886 万 9,674 円となっております。

次に、議案第 48 号 平成 29 年度小城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 5 億 2,327 万 2 千円に対しまして、調定額が 5 億 2,389 万 2,178 円、収入済額が 5 億 2,194 万 3,878 円で、不納欠損額は 1 千円、収入未済額が 194 万 7,300 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 5 億 2,327 万 2 千円に対しまして、支出済額が 5 億 1,367 万 1,224 円となっております。以上のことから、歳入歳出差引額は 827 万 2,654 円となっております。

次に、議案第 49 号 平成 29 年度小城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、

はじめに、平成 29 年度の業務量について御説明申し上げます。

給水戸数は、前年度より 1 戸増の 6,846 戸、年間有収水量は 158 万 2,753 立方メートルで、前年度より 0.7% の増となっております。有収率は 89.73% で、前年度より 0.44 ポイントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

営業収益は、2 億 6,608 万 4,109 円で、前年度より 1.2% の増、営業費用は 2 億 3,177 万 9,467 円で、前年度より 3.5% の増となり、営業利益は 3,430 万 4,642 円となっております。

次に、営業外収益につきましては、1,301 万 8,712 円で、前年度より 10.6% の増、営業外費用は 1,278 万 9,082 円で、前年度より 9.4% の減となっております。

特別利益 5 万円は満期償還になりました地方債の償還金と購入価格の差額となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は 3,458 万 4,272 円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入の総額は 3 億 83 万 7,760 円で、地方債満期償還金の購入価格分などとなっております。

資本的支出の総額は 7,412 万 7,396 円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金は1億741万8,491円となっております。

利益の処分といたしまして、未処分利益剰余金から2,000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの8,741万8,491円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、議案第50号 平成29年度小城市病院事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、平成29年度の業務量について御説明申し上げます。

入院患者延数は24,108人で前年度より828人(3.56%)の増となり、1日平均患者数66.05人、病床利用率は66.72%となっております。外来患者は、48,225人で前年度より326人(0.67%)の減となり、1日平均患者数は192.13人となりました。

次に、収益的収入及び支出について御説明いたします。

医業収益につきましては、11億3,618万4,357円で前年度より1,884万2,167円(1.69%)の増、医業費用につきましては、12億5,050万3,913円で前年度より6,382万2,755円(5.38%)の増となり、医業損失は1億1,431万9,556円となりました。

次に、医業外収益につきましては、1億3,934万8,787円で前年度より1,668万5,236円(13.60%)の増、医業外費用につきましては、2,844万3,564円で前年度より78万8,353円(2.85%)の増で、医業外利益

は 1 億 1,090 万 5,223 円となりました。

平成 29 年度の総収益から総費用を差し引いた経常損失が 341 万 4,333 円となりました。

次に資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

平成 29 年度の資本的収入総額は、国保調整交付金 4,270 万円等があったことから、6,628 万 9,000 円で前年度より 2,735 万 8,000 円（70.27%）の増、資本的支出総額は 4,155 万 4,541 円で前年度より 7,083 万 8,173 円（63.03%）の減となりました。

以上、平成 29 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、また、平成 29 年度小城市水道事業会計及び小城市病院事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものです。

併せて、平成 29 年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率につきまして、議会に報告するものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 51 号 平成 30 年度小城市一般会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 4,059 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 216 億 6,720 万 3 千円とするものでございます。

第 2 表 債務負担行為補正は、三日月保健福祉センター指定管理料（有酸素運動機器）を追加するものでございます。

第 3 表 地方債補正は、まちなか市民交流プラザ整備事業（合併特例債）と臨時財政対策の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費では、7 月の豪雨で雨漏りが確認された小城保育園等の屋上防水工事費用のほか、過年度実施済みの各種事業精算による国庫負担金の返還金などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、7 月の豪雨で被災した芦刈第 1 排水機場 2 号除塵機の補修費用などを計上しております。

第 8 款 土木費では、まちなか市民交流プラザ整備事業費の増額のほか、都市計画街路小城駅千葉公園線の県営事業負担金などを計上しております。

第 11 款 災害復旧費では、台風 7 号や 7 月の豪雨で被災した農地や農業用施設、林業施設、市道の復旧費

用などを計上しております。

第 12 款 公債費では、平成 29 年度の市債借入が確定したことに伴い、地方債償還金の元金、利子を計上しております。

なお、人事異動等に伴う職員等の人件費については、今回の補正において計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う分担金及び負担金、国・県支出金、市債のほか、過年度精算や返還の諸収入、額の確定等による地方交付税、繰越金を計上し、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第 52 号 平成 30 年度小城市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額 3,024 万 5 千円に変更はなく、前年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、一般会計繰入金と繰越金の組み替えを行うものでございます。

次に、議案第 53 号 平成 30 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 4,067 万 1 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 5,734 万円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、特定環境保全公共下水道事

業 三日月浄化センター建設工事の年割額を変更する
ものでございます。

第3表 地方債補正は公共下水道事業の借入限度額
を変更するものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では公共下水
道事業の事業費減に伴う補助金及び市債の減額と、前
年度決算に伴う繰越額が確定したことによる一般会計
繰入金及び公共施設整備基金繰入金と繰越金の組み替
えを行うものでございます。

また、歳出では人事異動等に伴う人件費、農業集落
排水事業費、公共下水道事業費、東新町浄化施設管理
費を計上するものでございます。

次に、議案第54号 平成30年度小城市国民健康保
険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予
算にそれぞれ2,036万7千円を追加し、予算総額を歳
入歳出それぞれ48億5,715万4千円とするものでござ
います。

補正の主な内容でございますが、歳入では、前年度
決算に伴う繰越額が確定したことによる前年度繰越金
を計上するものでございます。歳出では、保険給付費、
保健事業費のほか基金積立金を計上するものでござい
ます。

次に、議案第55号 平成30年度小城市後期高齢者

医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ779万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,023万4千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では前年度決算に伴う繰越額が確定したことによる繰越金の計上でございます。

また、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を計上するものでございます。

次に、議案第56号 平成30年度小城市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の既定予算にそれぞれ328万9千円を追加し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ2億9,354万1千円とするものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入では、給水工事申請が増加したことにより、営業収益及び営業外収益を追加するものでございます。

収益的支出では、人事異動に伴う職員人件費の減額により、水道事業費用の営業費用を減額するものでございます。また、収支の調整のため予備費を追加するものでございます。

次に、議案第57号 平成30年度小城市病院事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入の既定予算に822

万円を追加し、収益的収入予算総額を 13 億 3,993 万 9 千円、収益的支出の既定予算に 506 万 1 千円を追加し収益的支出予算総額を 13 億 3,678 万円とするものでございます。

補正の内容は、X線透視装置の修理を行ったため今後、修繕費の不足が見込まれますので補正するものでございます。今回の修理は、保険の対象となりましたので、収入見込額をその他医業外収益として計上いたしております。

次に、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の任期満了により欠員が生じたので、後任の人権擁護委員として、あいうら 相浦 もりお 守夫氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の^{まつお}松尾 ^{せつこ}節子氏が、平成 30 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として再度推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につ

いてでございますが、人権擁護委員の森永 都和子氏が、平成 30 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、南里 ひろ子氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の欠員が生じたので、後任の人権擁護委員として、原田 保則氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、報告第 9 号と報告第 10 号を御報告申し上げます。

まず、報告第 9 号 平成 29 年度小城市一般会計継続費精算報告書でございますが、立地適正化計画策定事業を平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 箇年、市営住宅建替事業を平成 28 年度と平成 29 年度の 2 箇年の継続事業で実施しております。

これらの事業が平成 29 年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

次に、報告第 10 号 専決処分の報告についてござ

いますが、平成 30 年 4 月 10 日、地区のごみ収集所において可燃物収集車が方向転換する際、相手方の自宅のフェンスに接触し、損傷させたもので、示談の成立により、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、平成 30 年 7 月 3 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明しましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。